

平成22年度第13回 税制調査会後の記者会見録

日 時：平成22年11月25日（木）19時42分～

場 所：合同庁舎第4号館11F 共用第1特別会議室

○五十嵐財務副大臣

本日は、私から先に、納税環境P Tの報告書を御説明させていただきたいと思います。資料を御覧いただきたいと思います。

昨日のP Tにおきまして、最終的な報告書がまとまりましたので、本日、税制調査会にこの報告書の内容について御報告をいたしました。以前、11月18日にP Tの検討状況を税制調査会に報告し、この場でも概略について説明を行っていることから、本日は、修正があった部分や新たに記載した部分について説明をしたいと思います。

まず、8ページの「4. 更正の請求」でございます。P Tの結論としては、これまで実務慣行として行われてきた「嘆願」を解消する観点から、更正の請求の期間を現行の1年から5年に延長するとともに、課税庁による増額・減額の期間も5年で一致させることとしております。また、更正の請求ができる範囲も拡大することとしております。

次は、14ページの「7. 国税不服審判所の改革」でございます。現在、内閣府・行政救済制度検討チームで行われている行政不服審査法の改革等の結論を踏まえて改めて検討を行うことが必要ですが、現時点で方向性を示せるものについては、極力、P Tの報告書に記載しております。

具体的には、不服申立期間の延長や証拠書類の閲覧・謄写の範囲の拡大についての方向性を示しております。

また、不服申立前置の在り方については、納税者の利便性向上の観点から、原則として2段階となっている現行の仕組みを見直す方向で検討することとしております。

また、国税不服審判所の事件担当の国税審判官について、3年後の平成25年までに半数程度を民間から採用する方針を示しております。

以上、簡単でございますが、報告書の概略について改めて御説明させていただきました。

なお、納税環境整備に関連する事項として、この際、皆様に御紹介したい件がございます。

年金所得者の申告手続の簡素化でございます。年金所得者には、年末調整制度がないことから、確定申告により税額の精算を行い、わずかな税額であっても税金を納める必要があります。これがかねてから年金所得者にとって大きな負担となっているとの指摘を受けておりました。

こうした状況を踏まえ、この度、平成23年度改正におきまして、年金収入及び年金以外の所得が一定額以下の方に対して、確定申告を不要とする制度を創設する方向で検討いたしております。

申告不要とする年金収入等の具体的な水準につきましては、今後、税制調査会で御議論

いただきますが、源泉徴収税率との関係も考慮して、年金収入400万円以下の方を対象とする方向で提案してまいりたいと考えております。

こうした申告手続の簡素化により、多くの年金生活者の確定申告の負担が軽減され、納税者利便に大きく寄与するものと考えております。冬の時期に、税務署にお年寄りが並ぶということが大変忍びないということで、こういう方向を打ち出させていただきました。

私の方からは、以上でございます。

○記者

今の副大臣の説明にございました年金所得者の確定申告の不要ですが、これまで年間どのくらいの方が確定申告をしておられたのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

これまで、納付申告者が306万人、還付申告者が461万人でございますが、今回の見直し対象は、納付申告者で84万人、還付申告者で11万人となります。ですから、100万人弱の方が行かなくて済むということになると思います。

○記者

所得税につきまして、2、3点お聞きいたします。

まず、かなり注目を浴びております配偶者控除ですが、今日、なかなか議論も活性化してまいりまして、今後一つの焦点かと思うのですが、今後どのように取りまとめていくのか。男女共同参画の方でも提言が出ているということもありまして、党のPTからも提言が出てまいります。今後、どうまとめていくのかということと、現時点で、五十嵐副大臣としては、配偶者控除の取扱いをどのようにお考えになっているのかをお聞かせ願えますでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

これには、極めて政治的な配慮も必要になってくるから、議論も白熱していたと思います。今日も賛否両論ございました。

ただ、政府税調では、配偶者控除について見直しをすべしという方が、この税調では多かったかなと思っておりますが、党の方では、逆に慎重論の方が強いと伺っておりますので、その点も含めて検討していかなければいけないと。

特に、子ども手当と絡んでくるものですから、支出の方で所得制限をするのか、歳入の税の方であるのかということの考え方の相違も出てくるかと思いますが、その辺も含めて、これからもかなり激しいと言いますか、大きな議論が出てくると思いますので、十分慎重に検討してまいりたいと思っております。

私は、現時点で、どちらかに軍配を上げるつもりはございません。

○記者

同じく所得税につきまして、最高税率の議論が若干出ておりましたけれども、今回の見直しの中にも特に突っ込んだ言及はございませんでした。今後、税調の方で最高税率の見直し、引上げということになると思いますが、この取扱いはどのようにお考えでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

最高税率を引き上げるべしという議論は、今日もございました。税調の中でも十分に論点になることだと思いますけれども、先ほど中野座長からもお話がありましたが、様々なところで高額所得者に対しては、これまで優遇され過ぎていた部分を是正しようという適正化の話がありまして、しかし、それをいろいろな部分で重ね合わせるとどうだろうというお話もありましたので、現在のところはここについては特に言及をしていないということでございます。今後の議論の推移を見守ってということになると思いますが、今のところはなかなか難しいのかなという感じを深くしております。

○記者

サラリーマンにとっての関心事であります特定支出控除ですが、今日幾つかの具体的な追加項目、経費という考え方が出てまいりました。この中で、職務に必要な図書を購入費というものがございますけれども、この辺りはどのように定義していくのかについてのお考えと、図書のほか新聞というの、質問するのもかなり恐縮ではあるのですが、そのような議論もあったのですが、これらについてのお考えをお聞かせ願えますでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

基本的には、向上心があってキャリアアップを図りたいと思っている積極的なマインドのあるサラリーマンを支援したいという基本的な考え方があります。ですから、専門的な勉強をされたいという方に対することを主に念頭に、今、挙げられていると思いますが、これからの議論の中で、どこまでが適切かということは更に議論されると思います。

私の気持ちとしては、せつかくの使い勝手の改善ですから、悪用されない、つまり生活費と混同されない範囲で、なるべく幅広く見たいと思っておりますけれども、実態上の問題もあると思いますから、よく実務者の話も聞いて検討していきたいと思っております。

新聞についてもいろいろありますので、どこまでというのはなかなか難しいのですが、新聞を排除するものではないと考えております。

○記者

資料の2ページの給与所得控除の見直しのところで考え方が三つ出ていますけれども、それぞれ対象の人数が出ていますが、これを見直して、単純計算でどのぐらい税収に響くのかということをお教えください。

○五十嵐財務副大臣

一応はあるのですが、まだ課題となっている概算控除の適正化という観点から見直しを行っているので、まだ精査する必要があるということで、この時点では控えさせていただきたいということでございます。

○記者

ざっくりの金額でもいいのですけれども、言える数字はないでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

国税だけでいいですか。

○記者

分かれば両方教えてください。

○五十嵐財務副大臣

本当に精査が必要だと思うのですが、1,200万円ですと1,000億円を超えるかなと。それから、1,500万円ですと、それより少し低いかなと。1,800万円ですと1,200万円の線の半分ぐらいかなということだと思います。

○記者

国税・地方税を合わせて。

○五十嵐財務副大臣

今の数字は国税だけです。地方税は、その4分の1。総務省の方に聞いていただければと思いますが、ざくっとした数字ですから、ほぼ感覚的に4分の1ぐらいかなということです。

○記者

4ページの役員給与の考え方のところは、2番目のところで1,655万円を参考にと書いてありまして、戻ると元のところの考え方の3と基本的に同じ水準と読めるのですが、これは基本的に考え方の3というのは、事実上ないという解釈でいいのでしょうか。

○尾立財務大臣政務官

もう一回教えてください。

○記者

一般従業員と法人役員と二つ線を作りたいという考え方で、法人役員のところの基準として、1,655万円を参考にと書いてあるのですが、この水準はもともとの一般従業員の考え方3のところの書いてあるものと同じと読めるのですけれども、その1,800万円の参考にしている基準です。そこの考え方の整理を教えてくださいと思います。

○尾立財務大臣政務官

必ずしも考え方は同じということではございません。

○記者

そうすると考え方3にしたときの2分の1の基準というのは、幾らになるのですか。

○尾立財務大臣政務官

これから精査させていただきます。

○記者

チャート図を見ると、基本的に折れ線が曲がっているところは1,500万のところで曲がっているように見えるのですけれども、これは考え方2が有力だということではないのですか。

○尾立財務大臣政務官

これは仮に引いているのであって、別に決まっているわけではないです。

○五十嵐財務副大臣

イメージです。

○記者

配偶者控除について、先ほど末松副大臣から御意見があったと思うのですが、配偶者控除の考え方として、要は家事労働の対価であるというような考え方もあると思うのですが、所得制限を入れたときに、その一定水準以上の人の家事労働の対価というものを基本的に考えないというふうに捉えられる可能性もあると思うのですけれども、その辺りの整理について少し教えていただけないでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

一定水準以上の場合には担税力が減殺されるということについて、配慮がどこまで必要かという考え方であると思います。夫の収入が高いほど専業主婦の割合も高い傾向から言いますと、担税力があるから働いていないという傾向が強いということで、配偶者が働かなくても一定の生活水準を維持することができるということを意味すると考えております。

○尾立財務大臣政務官

逆説的な言い方ですけれども、働いていらっしゃる方が家事労働をしていないかといいますと、そういうわけではないと思いますので、配偶者控除の性格として必ずしも理屈だけで論じ切れるものではないと思っています。

○記者

子ども手当との整理の仕方ですけれども、8ページに書いていらっしゃるように、最後のマルの上のところまでというのは、子ども手当の財源がどうなろうと、税調としては基本的に見直す方向であるとして書かれていると読めるのですが、極端な話、子ども手当で支給の方に制限がかかるとなれば、それは税の観点から必要であっても、この見直しはしないという捉え方でいいのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

そこはやはり、最後は政治的な判断になるのだらうと思います。あちらでも、こちらでもというわけにはいかないのではないかと思います。一つの考え方であると思いますが、こちらでやるのだということもあり得ますし、歳出の方を小さくするという財政当局側のそういう思いもあるでしょうし、一方では税の論理を貫徹すべきであるという考え方もあるでしょうし、それはやはり兼ね合いになってくるのかなと思います。

○記者

年金についての確定申告を不要にする仕組みを導入するという件で、基本的なところで確認をしたいことがあります。

源泉徴収をするということになりますと、来年度の改正でやるので、その制度の開始自体は平成24年度からということになりますか。

○五十嵐財務副大臣

源泉徴収は今でも行っておりますので、そのやり方を工夫するということになると思いますが、平成24年以降になるとは思いますけれども、まだこれから十分に実務的に詰めてか

ら決まるということになると思います。

○記者

今も行われている源泉徴収の仕組みをより拡大して、新たに100万人程度の人がその対象になるような形にするということでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

そういうことです。

○記者

この400万円という数字の根拠につきまして、どういう考えでこのラインに設定したのかということをもう少し説明をしていただきたいのですが。

○五十嵐財務副大臣

400万円以下につきましては、年金の源泉徴収税率5%と同じ税率、課税所得195万円以下が適用される年金収入が400万円程度ということで、400万円以下というところで線を引かせていただいたということでございます。年金所得者の申告不要制度というものを新たに作るわけで、年金申告が不要になるということでございます。

○記者

年金所得者の所得税の税率が最低の5%の人を対象にして、その人は申告不要にする。それより収入が多くて、5%より高い税率がかかる人は今までどおり申告してくださいということですか。

○五十嵐財務副大臣

そういうことです。

○記者

一人オーナーのいわゆる二重控除を巡る問題について、今回の方向性で決着を見たという受け止め方でよろしいのですか。トーンが下がっているようですが。

○五十嵐財務副大臣

一人オーナーについては去年改正したばかりで、また新たに別の方向をやるのかというお話も出てくると思っておりまして、適正かどうかというのはこれからも不断に見直していくことはあると思います。

○尾立財務大臣政務官

補足をいたしますと、二重控除ということが多分大きく問題視されていたと思うのですが、今回御案内のとおり、給与所得控除を大幅に見直しますのです、相当程度、その問題はクリアしてきているものと思いますが、あとは実際に運用を見つつ、また更に所得税の抜本改革等々があるので、結果を見ながら必要な対策があるならば行っていくということになろうかと思えます。

[閉会]